

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

	太陽光		風力		水力		地熱		バイオマス (2万k w未満)		
出力規模	1,000 k w 未満	1,000 k w 以上	20 k w 未満	20 k w 以上	5,000 k w 未満	5,000 k w 以上	1,000 k w 未満	1,000 k w 以上	1万 k w 未満	1万 k w 以上	
特例割合	2／3	3／4	3／4	2／3	1／2	3／4	2／3	1／2	1／2	2／3	6／7
留意事項	注 1	注 2									注 3
取得期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までに取得										
適用期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分に限る										
添付書類	・ 補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写し ・ 出力規模等が確認できる資料（仕様書・見積書等）		経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し								
	課税標準特例該当資産明細合計表										

- 注1 ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 イ 出力五十キロワット以上であること。
 ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。
 (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る。）又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。）を受けて取得した設備
 (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の二十四第一項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備
 ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。
 ニ 公有地に設ける設備でないこと。
 ・産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備
- 注2 ・産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備 を除く
- 注3 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）であって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条第二十七号に定める設備の区分等に該当する設備
- （参考） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則
 第三条 法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。
 二十七 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が一万キロワット以上のもの